

社会福祉法人瀬戸福慈会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瀬戸福慈会(以下「法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬等は、その勤務形態等に応じ、以下の通りとする。

(1) 常勤役員 (当法人においては、週平均2日以上勤務する理事長)

月額40万円とする。

(2) 非常勤役員等 (常勤役員以外の者)

無報酬とする。但し、理事会等に出席するため交通費を要する場合には、「旅費規程」に基づき、その費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 常勤役員に対する報酬の支給の時期は、毎月27日(但し、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員の賃金規程第4条の規定に準じて支給)とする。また、非常勤役員等に対する交通費についても同様とする。

2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の3第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この基準は平成29年12月14日から施行、適用する。

令和1年12月1日 改定